

09438P-00

2021
年度版



TAC 行政書士講座

行政書士の 40字記述式 問題集

みんなが欲しかった!



記述式を制する者が 行政書士試験を制する!

多肢
選択式問題
も収録!

記述式の
解法テクニックが
イチから身につく!



身につけた解き方・考え方を
**問題集ですぐ
確認できる**

解管用紙
ダウンロード
サービス
つき!

TAC出版
TAC PUBLISHING Group

はじめに

行政書士試験で難しいとされている「記述式問題」ですが、300点満点中、60点の配点を占めています。記述式問題を得点源にできるようになれば、これほど心強いことはありません。

そこで、初学者から学習経験者まで、行政書士試験の全受験生が、記述式問題で50点ラインを越えられる実力を養ってもらうことを最大の目的として、本書を書き上げました。

まず、記述式問題の【解法マニュアル】として、40字記述式問題の解法を徹底的にマニュアル化しました。このマニュアルにしたがって、記述式問題に取り組んでいただくことで、記述式問題での得点が安定してきます。

また、記述式問題の【解法テクニック】として、行政法と民法の科目別に過去問を使用して、出題形式別に記述式問題の解き方を解説します。出題形式を押しえることで、問題で要求されているポイントを外さないで書くことができますようになります。

さらに、記述式問題の【実戦編】として、過去問の出題傾向を徹底的に分析し、今後、出題の可能性が高いテーマを網羅的にマスターできるようなTACオリジナルの記述式問題ばかりを掲載しています。この問題をものにしていただくことで、本試験に対応できるだけの実戦力と知識を身につけることができます。

加えて、多肢選択式問題の対策として、【多肢選択式問題】も付けてあります。そして、民法改正に対応できるよう内容を改訂しています。

本書の解法テクニックを前提に、記述式問題をマスターして、あなたの行政書士試験合格をグッと強く手元に引き寄せてください。

あなたの2021年度の行政書士本試験合格を心より祈念しております。

TAC行政書士講座

本書の特長と使い方

① 問題類型別解法テクニック

問題

実際の行政書士本試験で出題された問題です。資格試験攻略のためには、必ず押さえなければならないのが過去問です。過去問の出題形式を押さえることによって、記述式対策の第一歩が始まります。

令和元年度
問題44

処分等の求め

問題

A所有の雑居ビルは、消防法上の防火対象物であるが、非常口が設けられていないなど、消防法等の法令で定められた防火施設に不備があり、危険な状態にある。しかし、その地域を管轄する消防署の署長Yは、Aに対して改善するよう行政指導を繰り返すのみで、消防法5条1項所定の必要な措置をなすべき旨の命令（『命令』という。）をすることなく、放置している。こうした場合、行政手続法によれば、Yに対して、どのような者が、どのような行動をとることができるか。また、これに対して、Yは、どのような対応をとるべきこととされているか。40字程度で記述しなさい。

(参照条文)
消防法
第5条第1項 消防長又は消防署長は、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合、火災が発生したならば人命に危険であると認める場合その他火災の予防上必要があると認める場合には、権限を有する関係者（略）に対し、当該防火対象物の改修、移転、除去、工事の停止又は中止その他の必要な措置をなすべきことを命ずることができる。（以下略）

【法律関係図】

消防署長 Y
行政指導 ↓
A
A所有雑居ビル

法で定められた
防火設備に不備
⇒危険な状態

「問い」
Yに対し
1) 誰が?
2) どのような行動?
↓
Yはどのような対応?

40

法律関係図

事案を視覚的に把握するための法律関係図です。法律問題を短時間で正確に解くためには、登場人物を図に描いて全体像を正確につかむことが必須です。この図をみて事案を正確に把握する練習をしてください。また、自分が図を描くときの参考としてください。

問題文の構造

問題を読み解くには、問題文を正確に把握することが必要です。まずは、問題文の構造を大きくとらえることで、問題文を正確に把握する足掛かりにします。

問題文はこう読む！

基本型

事例

A所有の建物は、消防法上の防火対象物であるが、非開口が設けられていないなど、消防法等の法令で定められた防火施設に不備があり、危険な状態にある。しかし、その地域を管轄する消防署の署長Yは、Aに対して改善するよう行政指導を繰り返すのみで、消防法第1項所定の必要な措置をなすべき旨の命令（「命令」という）をすることなく、放置している。このような場合、行政手続法によれば、Yに対して、どのような者が、どのような行動をとることができるか。また、これに対して、Yは、どのような対応をとるべきこととされているか。40字程度で記述しなさい。

問いの核心

解法手順1 「問い」を正確に把握する

本問は「効果型」です。また、本問の問題文の構造は、「事例部分+問いの核心」の基本型です。

「問い」の核心（効果型）

本問は、「行政手続法によれば、Yに対して、①どのような者が、②どのような行動をとることができるか。また、これに対して、Yは、③どのような対応をとるべきこととされているか。」が、「問い」の核心部分です。「問い」が3つあることに注意です。

「問い」を解くために与えられた事案の分析

「問いの核心」部分の前には、「こうした場合」とあります。これがどのような場合なのかを分析します。

問を敵
問題型別解法テクニック1 過半を事例に

解法手順

記述式問題を解く手順、いわば「解法マニュアル」です。
全問題を



- ① 「問い」を正確に把握する
- ② 「問いの形」に合わせて「答えの形」をつくる
- ③ 「答え」を完成させる知識を記憶喚起する
- ④ 「問い」に呼応する「答え」をつくる

という4つの手順で解きます。これを繰り返すことで、記述式問題の「正しい解法手順」が自然と身に付くようになります。

記述式解法・ここがポイント！

ここでは、解答作成術について解説しています。記述式問題は、条文・判例をそのままの形で書けばよいというものではありません。「問い」の形に合わせてどのように条文や判例をまとめるか、その方法や、つじつまの合わせ方をマスターします。

この「〇〇」「□□」「△△」に、解法手順3で喚起した知識で穴埋めします。



「〇〇」には、「何人も」
「□□」には、「命令をすることを求めることができる」
「△△」には、「必要な調査を行い、必要があると認められたときは命令をしなければならぬ」



具体的には

「行政手続法によれば、Yに対して、何人もが、命令をすることを求めるという行動をとることができる。Yは、必要な調査を行い、必要があると認められたときは命令をしなければならぬ、という対応をとるべきこととされている。」となり、これが完全な形の解答となります。

記述式解法・ここが推敲のポイント！

本問は、行政手続法によって解答することが求められていることが前提ですから、「行政手続法によれば」は省略します。

また、「どのような行動」、「どのような対応」についても、具体的な「行動」や「対応」を書けば、それが求められている「行動」「対応」だということがわかります。したがって、□□「という行動」、△△「という対応」は書く必要はありません。

＜解答を推敲しよう！＞

行政手続法によれば、Yに対して、何人もが、命令をすることを求めるという行動をとることができる。Yは、必要な調査を行い、必要があると認められたときは命令をしなければならぬ、という対応をとるべきこととされている。(107字)



「行政手続法によれば」は解答の前提、「という行動をとるといふ」「という対応をとるべきこととされている」は意味が重複になるのでカット

~~行政手続法によれば、Yに対して、何人もが、命令をすることを求める~~

44

解答を推敲しよう！

解答の仕上げは、作成した解答を「40字程度」に推敲することです。キーワードを落とさず、また、解答の内容を崩さずに、どのように推敲するかの手順を示しています。

行動をとるといふことができ、Yは、必要な調査を行い、必要があると認められたときは命令をしなければならない」という対応をとるべきこととされてい
る。(67字)



前半の問いは、「Yに対して」が解答の前提ですので
カット

Yに対して、何人も、命令をすることを求めることができ、Yは、必要な調
査を行い、必要があると認められたときは命令をしなければならない。(61字)



意味を変えずに、言葉や文字を省略していきます。

何人も命令をすることを求めることができ、Yは必要な調査を行い、必
要があると認められたときは命令をしなければならないべきである。(44
字)

これで45字以内となります。



以上より

何人も命令を求めることができ、Yは必要な調査を行い必要と認めるときは命
令をすべきである。(44字)

<解答例> 44字

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 何 | 人 | も | 命 | 令 | を | 求 | め | る | こ | と | が | で | き | 、 |
| Y | は | 必 | 要 | な | 調 | 査 | を | 行 | い | 必 | 要 | と | 認 | め |
| た | と | き | は | 命 | 令 | を | す | べ | き | で | あ | る | 。 | |

(3) 要件・効果型(民法に多い)

1. 要件型と、2. 効果型を組み合わせた形になります。「いかなる場合に(要
件)、いかなることができるか(効果)」という形になります。

それでは、具体的にみてみましょう。素材は平成25年度の問題45です。

1 内容面からの類型化 45

解答例

行政書士試験研究センターが発表した解答例で、出題者が望む答えです。
どのような解答をつくれればよいのか、正解が示されています。

解説

第1章 記述式問題・解法マニュアル、第2章 問題類型別解法テクニックと同じ流れで、解答への道筋を示しています。

(内容) 要件・効果型 (形式) 一行問題型

手順1 「問い」を正確に把握する

権限の委任が行われた場合の委任庁の権限の効果と、受任庁の権限の行使の方法とその責任の所在。

手順2 「問いの形」に合わせて「答えの形」をつくる

(問いの形) 委任庁は権限の一部を失うかどうか、受任庁は誰の名で権限を行使し、責任は誰が負うこととなるのか。

(答えの形) 委任庁は権限の一部を「失う or 失わない」、また、受任庁は「〇〇」の名で権限を行使し、責任は「□□」が負うこととなる。

手順3 「答え」を完成させる知識を記憶喚起する

権限の委任とは、行政庁が、その権限の一部を下級行政庁やその他の行政機関に委譲して、その行政機関の権限として行わせることをいいます。

権限については、委任行政庁（本問の地方団体の長）はその権限を失い、受任機関（市の区の事務所の長など）が、委任された権限を自己の権限として、自己の名と責任において行使することとなります。

手順4 「問い」に呼応する「答え」をつくる

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|
| 委 | 任 | 庁 | は | 権 | 限 | の | 一 | 部 | を | 失 | い | 、 | 受 | 任 | | |
| 庁 | は | 自 | 己 | の | 名 | で | 権 | 限 | を | 行 | 使 | し | 、 | 責 | | |
| 任 | は | 受 | 任 | 庁 | が | 負 | う | こ | と | と | な | る | 。 | | | |

(44字)

採点基準

委任庁は権限の一部を失い…………… 8点
受任庁は自己の名で権限を行使し…………… 6点
責任は受任庁が負う…………… 6点

別冊 解答用紙 (44字)

解答例

配点されるキーワードをすべて盛り込んだ40字程度の解答例です。赤シートで隠しながら学習できます。

※ 本書巻末には、「別冊 解答用紙」が付いています。「別冊 解答用紙」は、ダウンロードでもご利用いただけます。

Cyber Book Store (TAC出版書籍販売サイト) の「解答用紙ダウンロード」ページにアクセスしてください。

<https://bookstore.tac-school.co.jp>

シリーズ紹介と活用法

ここでは、TAC出版書籍（みんなが欲しかった!行政書士シリーズ）のご紹介と、その書籍を使った効果的な学習法について説明します。



入門書

1 行政書士 合格へのはじめの一步



- ・「**オリエンテーション編**」で、行政書士という資格と行政書士試験について、さらっと確認してイメージをつかみましょう。
- ・「**入門講義編**」で、各科目の内容をざっと読んで全体像をつかむとともに、法律学習になれましょう。

2 行政書士の教科書



- ・まずは1回、ざっと読んで**全体像**をつかみましょう。わからないところがあっても、どんどん読み飛ばします。
- ・**本文**をじっくり、力を入れて読み込みましょう。
- ・「**例題**」は必ず解きましょう。できなときは、すぐに本文に戻って知識を確認しましょう。

3 行政書士の問題集



- ・『行政書士の教科書』の1回目を読む段階から、できればSectionごと、少なくともCHAPTERごとに、『行政書士の問題集』の問題を解きましょう。
- ・できなかった問題は、**解説に記載されているリンク**をもとに『行政書士の教科書』に戻って確認しましょう。

リンク

実力養成

4 行政書士の最重要論点150



- ・『行政書士の教科書』の重要な150の論点をピックアップして、見開き2ページ1論点（項目）の構成、**図表**中心でまとめています。

5 行政書士の判例集



- ・最重要判例を中心に、重要度に応じてメリハリをつけながら、**憲法・民法・行政法・商法**の数多くの判例を掲載しています。

過去問演習

6 行政書士の5年過去問題集



- ・5年分の本試験問題を、詳細な解説と問題ごとの正答率とともに、新しい順に**年度別に収録**しています。
- ・出来具合に一喜一憂することなく、また解きっぱなしにせず、できなかった問題は、『行政書士の教科書』に戻って復習しましょう。

7 行政書士の肢別問題集



- ・実際の本試験問題を素材にしなから、法令(等)科目の重要論点を、選択肢ごとに分解し、**1問1答形式**で、知識を確認できる1冊です。
- ・選択肢(問題)ごとに、重要度ランク・肢を切るポイントを明示しているので、メリハリをつけた学習が可能です。

記述対策

8 行政書士の40字記述式問題集 **本書**



- ・過去問題を題材にした**解法マニュアル**と、**過去問題&オリジナル予想問題**が1冊に集約されています。
- ・一通りの学習が終わって、直前期に40字記述式対策を行われる受験生が多いようですが、**実力養成の学習**と同時並行することで、より知識定着を図ることも可能です。

直前対策

9 本試験をあてる TAC直前予想 行政書士



- ・出題傾向を徹底分析した予想問題を**3回分収録**しています。
- ・問題部分は回数ごとに取り外せるようになっているので、**実際の本試験を意識したシミュレーション**を行うことができます。是非とも**時間(180分)**を計りながらチャレンジしてみましょう。

合格!

CONTENTS

第1章 記述式問題・解法マニュアル

1 記述式問題ってなに???

～記述式問題は行政書士試験攻略のキーポイント！…………… 2

- (1) 記述式問題とは…………… 2
- (2) 記述式問題での得点の妙味…………… 2
- (3) 記述式問題を解くための大前提…………… 3

2 記述式問題の対策をしよう！…………… 4

- (1) 記述式問題で求められるものは？…………… 4
- (2) 要求される知識は択一も記述も共通です！…………… 5
- (3) 対策は早い時期から始めよう（合格曲線をイメージしよう）…………… 5
- (4) 条文・判例を参照しながら、どんどん問題を解こう！…………… 7

3 記述式問題・解法マニュアル…………… 8

(1) 解法手順1 「問い」を正確に把握する…………… 10

- ① 問題文の形から「問い」全体をつかもう（記述式問題の基本構造）
- ② 実際の問題を使って問題を把握してみる

(2) 解法手順2 「問いの形」に合わせて「答えの形」をつくる…………… 16

(3) 解法手順3 「答え」を完成させる知識を記憶喚起する…………… 17

- ① 「問い」に答えるためには知識が必要
- ② 「問い」に答えるための知識とは？
- ③ 条文・判例を記憶する ～記憶すべき条文・判例
- ④ 基本的な条文・判例とは？ ～記憶すべき条文・判例の明確化
- ⑤ 基本的な条文・判例の記憶法

★超重要★「そもそも何が問われているの？」

～記憶喚起すべき知識にたどりつく方法…………… 20

(4) 解法手順4 「問い」に呼応する「答え」をつくる…………… 23

～「〇〇」に、喚起した知識をはめ込んで解答を作成し、推敲作業へ

- ① 解答手順2 でつくった「答えの形」のなかの「〇〇」「△△」を穴埋め
- ② 40字程度に推敲する

- ③ 推敲作業から解答が正しいかどうかをさぐる（文字数からの確認作業）
- ④ 誤字脱字がないかを確認
- ⑤ 「問い」に呼応しているかどうかを確認
- (5) 記述式問題対策として訓練しなければならないこと 25

第2章 問題類型別解法テクニック ～過去問を素材に～

| | | |
|----------|---|----|
| 1 | 内容面からの類型化 | 28 |
| | (1) 要件型（民法に多い） | 31 |
| | 平成30年度問題45 制限行為能力者の相手方の保護 | 32 |
| | (2) 効果型（行政法に多い） | 39 |
| | 令和元年度問題44 処分等の求め | 40 |
| | (3) 要件・効果型（民法に多い） | 45 |
| | 平成25年度問題45改題 無権代理人に対する責任追及 | 46 |
| | (4) 事例把握型（民法） | 53 |
| | 平成21年度問題45改題 保証債務（求償権） | 54 |
| | (5) 基本概念定義型（行政法に多い） | 61 |
| | 平成26年度問題44 公の施設 | 62 |
| | (6) 条文趣旨型（民法） | 69 |
| | 平成22年度問題46改題 不法行為債権が相殺できない趣旨 | 70 |
| 2 | 形式面からの類型化 | 75 |
| | (1) 一行問題型（民法・行政法いずれも） | 75 |
| | 平成23年度問題44 即時強制 | 76 |
| | 平成29年度問題46改題 不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効 | 82 |
| | (2) 空欄補充型（民法） | 85 |
| | 平成24年度問題46改題 遺留分 | 86 |
| | (3) 解答欄分割型（民法） | 92 |

第3章 〈実戦編〉 行政法

| | |
|-------------------------------------|-----|
| 1 行政法出題履歴一覧表 | 94 |
| 2 〈行政法〉 過去問の分析による傾向と対策 | 95 |
| (1) 出題形式から探る出題傾向① (効果型が中心となる理由) | 95 |
| (2) 出題形式から探る出題傾向② (事例問題が中心となる理由) | 96 |
| (3) 過去問から読み解く出題傾向 (択一式過去問で出題されたところ) | 96 |
| (4) 〈行政法〉 記述式問題の対策 | 97 |
| 問題 1 行政法の一般的な法理論 (権限の委任) | 98 |
| 問題 2 行政法の一般的な法理論 (許可) | 100 |
| 問題 3 行政法の一般的な法理論 (認可) | 102 |
| 問題 4 行政法の一般的な法理論 (公定力) | 104 |
| 問題 5 行政法の一般的な法理論 (行政代執行) | 106 |
| 問題 6 行政手続法 (申請に対する処分) | 108 |
| 問題 7 行政手続法 (処分理由の提示) | 110 |
| 問題 8 行政手続法 (不利益処分・聴聞①) | 112 |
| 問題 9 行政手続法 (不利益処分・聴聞②) | 114 |
| 問題10 行政不服審査法 (審理員の選任方法) | 116 |
| 問題11 行政不服審査法 (総代の選任と権限) | 118 |
| 問題12 行政不服審査法 (審査請求期間) | 120 |
| 問題13 行政不服審査法 (誤った教示) | 122 |
| 問題14 行政不服審査法 (執行停止の取消し) | 124 |
| 問題15 行政不服審査法 (審理手続を経ないです却下裁決) | 126 |
| 問題16 行政不服審査法 (計画的審理手続) | 128 |
| 問題17 行政不服審査法 (審理員意見書) | 130 |
| 問題18 行政不服審査法 (審査請求に対する裁決) | 132 |
| 問題19 行政不服審査法 (再調査の請求) | 134 |
| 問題20 行政事件訴訟法 (処分性) | 136 |
| 問題21 行政事件訴訟法 (裁量行為) | 138 |
| 問題22 行政事件訴訟法 (取消理由の制限) | 140 |
| 問題23 行政事件訴訟法 (訴えの変更) | 142 |
| 問題24 行政事件訴訟法 (執行停止) | 144 |

| | | |
|------|----------------------|-----|
| 問題25 | 行政事件訴訟法（内閣総理大臣の異議） | 146 |
| 問題26 | 行政事件訴訟法（差止め訴訟） | 148 |
| 問題27 | 行政事件訴訟法（仮の差止め） | 150 |
| 問題28 | 行政事件訴訟法（争点訴訟） | 152 |
| 問題29 | 国家賠償法（1条「職務を行うについて」） | 154 |
| 問題30 | 地方自治法（直接請求） | 156 |

第4章 〈実戦編〉民法

| | | |
|----------|---|-----|
| 1 | 民法出題履歴一覧表 | 160 |
| 2 | 〈民法〉過去問の分析による傾向と対策 | 162 |
| | （1）出題形式から探る出題傾向①（要件型が中心となる理由） | 162 |
| | （2）出題形式から探る出題傾向②（事例問題が中心となる理由） | 163 |
| | （3）過去問から読み解く出題傾向（択一式過去問で出題されたところ +過去問で出題されたところの理解の前提となる条文） | 164 |
| | （4）〈民法〉記述式問題の対策 | 164 |
| | （5）〈民法〉改正に伴う対策の必要性 | 164 |
| | 問題 1 総則（後見開始の審判） | 166 |
| | 問題 2 総則（成年被後見人の行為の取消の効果） | 168 |
| | 問題 3 総則（制限行為能力者の詐術） | 170 |
| | 問題 4 総則（心裡留保） | 172 |
| | 問題 5 総則（94条2項の第三者） | 174 |
| | 問題 6 総則（錯誤） | 176 |
| | 問題 7 総則（強迫） | 178 |
| | 問題 8 総則（任意代理人による復代理人の選任） | 180 |
| | 問題 9 総則（代理権の消滅事由） | 182 |
| | 問題10 総則（代理権の濫用） | 184 |
| | 問題11 総則（無権代理人の責任） | 186 |
| | 問題12 総則（期限の利益の喪失） | 188 |
| | 問題13 総則（裁判上の請求による時効の完成猶予・更新） | 190 |
| | 問題14 総則（取得時効の要件） | 192 |
| | 問題15 総則（消滅時効） | 194 |

| | | |
|------|---------------------------|-----|
| 問題16 | 総則（援用権の喪失） | 196 |
| 問題17 | 物権総論（物権的請求権） | 198 |
| 問題18 | 物権総論（指図による占有移転の要件） | 200 |
| 問題19 | 物権総論（占有の態様等に関する推定） | 202 |
| 問題20 | 物権総論（占有保全の訴え） | 204 |
| 問題21 | 物権総論（加工） | 206 |
| 問題22 | 物権総論（共有者死亡時の共有持分の帰属） | 208 |
| 問題23 | 物権総論（地役権の時効取得） | 210 |
| 問題24 | 担保物権（留置権と同時履行の抗弁） | 212 |
| 問題25 | 担保物権（留置権者による果実の取収） | 214 |
| 問題26 | 担保物権（質権の対抗要件①） | 216 |
| 問題27 | 担保物権（質権の対抗要件②） | 218 |
| 問題28 | 担保物権（物上代位と差押債権者との優劣） | 220 |
| 問題29 | 担保物権（抵当権と賃借権の対抗関係） | 222 |
| 問題30 | 担保物権（抵当権侵害①） | 224 |
| 問題31 | 担保物権（抵当権侵害②） | 226 |
| 問題32 | 担保物権（法定地上権） | 228 |
| 問題33 | 担保物権（抵当建物使用者の引渡しの猶予） | 230 |
| 問題34 | 債権総論（特定物の引渡しの場合の注意義務） | 232 |
| 問題35 | 債権総論（選択権の移転） | 234 |
| 問題36 | 債権総論（受領遅滞の効果） | 236 |
| 問題37 | 債権総論（損害賠償の範囲） | 238 |
| 問題38 | 債権総論（債権者代位権の行使方法） | 240 |
| 問題39 | 債権総論（債務不履行と詐害行為取消請求権） | 242 |
| 問題40 | 債権総論（詐害行為取消請求の行使要件） | 244 |
| 問題41 | 債権総論（詐害行為取消請求の期間の制限） | 246 |
| 問題42 | 債権総論（連帯債務の相対効） | 248 |
| 問題43 | 債権総論（保証債務に生じた事由） | 250 |
| 問題44 | 債権総論（主債務の履行状況に関する情報の提供義務） | 252 |
| 問題45 | 債権総論（特定物の現状による引渡し） | 254 |
| 問題46 | 債権総論（口頭の提供） | 256 |
| 問題47 | 債権総論（相殺） | 258 |

| | | |
|------|--------------------------|-----|
| 問題48 | 債権総論（差押えを受けた債権の相殺） | 260 |
| 問題49 | 債権各論（同時履行の抗弁） | 262 |
| 問題50 | 債権各論（契約の解除） | 264 |
| 問題51 | 債権各論（売主の契約不適合責任） | 266 |
| 問題52 | 債権各論（使用貸借・借用物の返還の時期） | 268 |
| 問題53 | 債権各論（貸借権の対抗要件） | 270 |
| 問題54 | 債権各論（不動産の賃貸人たる地位の移転） | 272 |
| 問題55 | 債権各論（賃借人の費用償還請求） | 274 |
| 問題56 | 債権各論（賃貸借の更新） | 276 |
| 問題57 | 債権各論（注文者が受ける利益の割合に応じた報酬） | 278 |
| 問題58 | 債権各論（請負人の担保責任の制限） | 280 |
| 問題59 | 債権各論（請負契約の解除） | 282 |
| 問題60 | 債権各論（請負契約と不当利得） | 284 |
| 問題61 | 債権各論（管理者による事務管理の継続） | 286 |
| 問題62 | 債権各論（他人の債務の弁済） | 288 |
| 問題63 | 債権各論（監督義務者の責任） | 290 |
| 問題64 | 債権各論（共同不法行為と使用者責任と求償） | 292 |
| 問題65 | 債権各論（土地工作物責任） | 296 |
| 問題66 | 債権各論（過失相殺） | 298 |
| 問題67 | 親族（婚姻・夫婦間の契約） | 300 |
| 問題68 | 親族（特別養子縁組の要件） | 302 |
| 問題69 | 親族（利益相反行為） | 304 |
| 問題70 | 相続（配偶者短期居住権） | 306 |

第5章 多肢選択式問題

| | | |
|------|---------------|-----|
| 問題 1 | 憲法人権（プライバシー権） | 310 |
| 問題 2 | 憲法人権（法の下の平等①） | 314 |
| 問題 3 | 憲法人権（法の下の平等②） | 316 |
| 問題 4 | 憲法人権（法の下の平等③） | 318 |
| 問題 5 | 憲法人権（信教の自由①） | 320 |
| 問題 6 | 憲法人権（信教の自由②） | 322 |

| | | |
|------|-------------------------|-----|
| 問題 7 | 平成30年度本試験問題41 | 324 |
| 問題 8 | 令和元年度本試験問題41 | 326 |
| 問題 9 | 憲法人権（職業選択の自由） | 328 |
| 問題10 | 憲法人権（財産権の保障） | 330 |
| 問題11 | 憲法人権（人身の自由） | 332 |
| 問題12 | 平成21年度本試験問題41 | 334 |
| 問題13 | 平成26年度本試験問題41 | 336 |
| 問題14 | 憲法統治（財政） | 338 |
| 問題15 | 行政法の一般的な法理論（私法法規の適用①） | 340 |
| 問題16 | 行政法の一般的な法理論（私法法規の適用②） | 342 |
| 問題17 | 行政法の一般的な法理論（私法法規の適用③） | 344 |
| 問題18 | 平成30年度本試験問題43 | 346 |
| 問題19 | 平成27年度本試験問題42 | 348 |
| 問題20 | 行政法の一般的な法理論（委任命令） | 350 |
| 問題21 | 平成24年度本試験問題42 | 352 |
| 問題22 | 平成21年度本試験問題43 | 354 |
| 問題23 | 行政法の一般的な法理論（授益的行政行為の撤回） | 356 |
| 問題24 | 平成22年度本試験問題43 | 358 |
| 問題25 | 平成25年度本試験問題42 | 360 |
| 問題26 | 行政手続法（理由の提示） | 362 |
| 問題27 | 令和元年度本試験問題43 | 364 |
| 問題28 | 行政事件訴訟法（処分性①） | 366 |
| 問題29 | 行政事件訴訟法（処分性②） | 368 |
| 問題30 | 行政事件訴訟法（原告適格） | 370 |
| 問題31 | 平成19年度本試験問題43 | 372 |
| 問題32 | 平成23年度本試験問題43 | 374 |
| 問題33 | 平成18年度本試験問題42 | 376 |
| 問題34 | 平成27年度本試験問題43 | 378 |
| 問題35 | 国家賠償法（1条） | 380 |
| 問題36 | 平成20年度本試験問題43 | 382 |

第 1 章

記述式問題・ 解法マニュアル

します。60点満点中**30点～40点は確保**したいところです。

本書では、受験生のアップーレベル、50点突破のコツをつかみます。

記述式で40点～50点得点できれば、マークシート部分は約半分の得点で合格をつかみとることができ、気持ち的にもすごく楽になります。

【行政書士試験合格点180点のイメージ】

| | | |
|-------------------|-----------|-------------------|
| 記述 60点 | 多肢 24点 | 5肢択一式 216点 |
| 記述 40点～ 50点 | 多肢 20点 | 5肢択一式 110～120点 |

(3) 記述式問題を解くための大前提

① 文字を書く機会を増やそう

5肢択一式や多肢選択式のようなマークシート式の問題と異なり、記述式問題は、実際に文章を鉛筆で書かなければならず、「**書く練習**」が必要です。

学習をする際には意識的に文章を書く癖をつけましょう。

具体的には、予備校などで講座を受けている方なら、板書をノートするとき記述を意識することです。独学の方であれば、択一式問題を解いていて間違えた条文や判例のキーワードを実際に書いてみることもよいでしょう。

ただ、ここで1つ注意があります。

「実際に書きましょう」と書きましたが、民法や行政法の条文を第1条から**書き写すことは絶対にやめましょう**。時間がかかるうえ、実際のところ、ただ機械的に「文字」を書き写すだけになってしまい、頭には残らないからです。

② 丁寧なカクカクした字を書く練習をしよう

あなたが書いた答案は、採点者に読んでもらわなければなりません。ですから、**採点者が読める字を書く**ことは記述式問題で得点するための大前提です。「自分が読めるから」ではなく、「採点者が読める字を書く」ことを強く意識することが必要です。常用漢字を楷書で丁寧に書きましょう。

また、誤字脱字は減点対象となりますので、気を付けましょう。

「でも、自分は字がきたなくて」と悩んでいる方もいらっしゃるでしょう。心配する必要はありません。誰でも、「読める字」、「誤字だと勘違いされない字」を書く方法があります。それはなるべく「**カクカク書く**」ことです。一画一画をかみしめるようにして、一画書くたびに鉛筆を紙から離します。

達筆で書く必要は全くありません。逆に、さらさらと続け字を書くことは、



書き方によっては誤字と判定される可能性もありますから気をつけてください。略字も避けましょう。略字は、常用漢字にはありませんから減点の対象です。

2 記述式問題の対策をしよう!

(1) 記述式問題で求められるものは?

記述式問題は、マーク式と異なり鉛筆を使って文章を書きますから、すごく難しく感じるようです。

しかし、記述式問題は読書感想文や小論文と決定的に違うところがあります。記述式問題は、「あなたの感想を書いてください。」とか、「あなたの考えを書いてください。」といった、百人百様の書き方や考え方があある「正しい答えがない問題」ではない、ということです。

記述式問題は、一言でいうと、「条文にはなんて書いてあるの?」「判例はなんて言ってるの?」ということが問われます。ですから、記述式問題には、「条文」や「判例」という「客観的に正しい答えがある」ということです。

記述式で求められているのは、「自分の考えを書く」ことではなく、「条文に書かれていること」、「判例が言っていること」という「正しい答えを書く」ことなのです。

第 2 章

問題類型別 解法テクニック ～過去問を素材に～

第2章では、過去問を素材に、第1章で述べたマニュアルを実践します。

実践に移る前に、過去の問題を、内容面、形式面から類型化します。文章のみで出題される問題文を、典型的に把握することで、出題者が何を求め、私たちがどう答えなければならないかを、的確にとらえやすくなるからです。

内容面と形式面から類型化してみましょう。

1 内容面からの類型化

まず、内容面から類型化していきます。記述式問題も法律問題です。法律は、法律要件と法律効果からできています。したがって、**記述式問題の出題も、法律要件を問う問題、法律効果を問う問題、あるいは、法律要件、法律効果いずれも問う問題が中心**をなします。

その仕組みをもう少し詳しく見ておきましょう。

一般的に条文は、

{ 「〇〇の場合には、△△となる。」
「〇〇のときは、△△しなければならない。」

というように規定されます。

「〇〇」の部分が法律要件、「△△」の部分が法律効果です。

たとえば、行政事件訴訟法33条2項は、

「申請を却下し若しくは棄却した処分又は審査請求を却下し若しくは棄却した裁決が判決により取り消されたときは、その処分又は裁決をした行政庁は、判決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分又は審査請求に対する裁決をしなければならない。」

と規定されています。

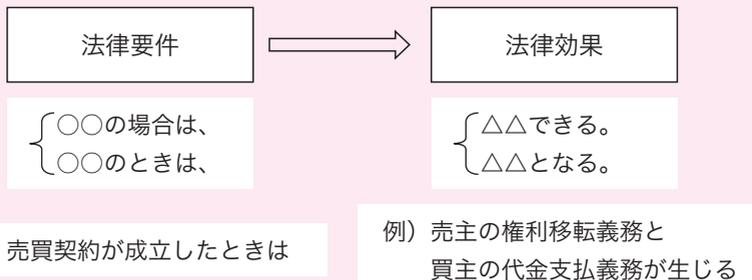
{ 前半の「申請を～取り消されたときは、」が法律要件
後半の「その処分～しなければならない。」が法律効果
です。

「法律要件」「法律効果」というと何か難しい感じがしますが、簡単にいうと、

ある「法的な条件」（法律要件）が整うと、ある「法的な結果」（法律効果）が生じる、という関係です。

「申請を～取り消されたときは、」という部分で法的な条件が示され、それが整った場合に発生する結果が「その処分を～しなければならない。」という部分で示されます。

【法律要件と法律効果のイメージ】



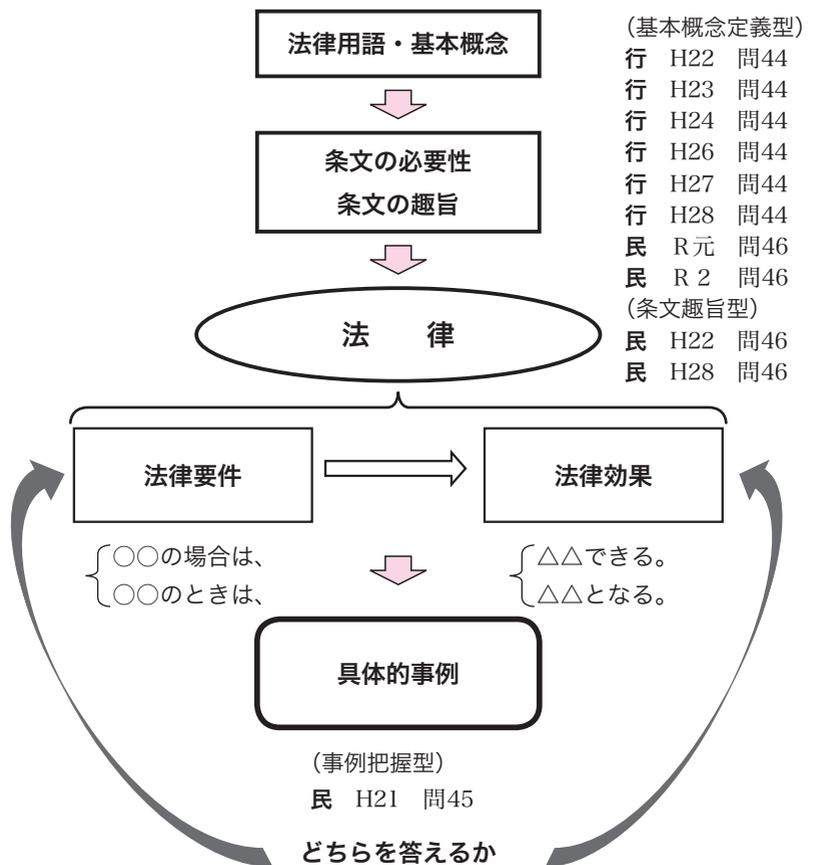
法律が法律要件と法律効果から成り立っている以上、法律の問題は、**法律要件と法律効果を理解できていれば、的確に「答え」られることがほとんど**です。

実際にも、法律要件を問う「要件型」、法律効果を問う「効果型」、法律要件・法律効果のいずれも問う「要件効果型」を中心として出題されています。

- ①「要件型」— ある効果が問題文で示されていて、その法律効果が発生するための要件が問われる問題形式。
- ②「効果型」— ある要件が問題文で示されていて、そこから生じる法律効果が問われる問題形式。
- ③「要件・効果型」— ある事例が示されていて、そこから考えられる法律要件と法律効果のいずれもが問われる問題形式。

それ以外には、法的な問題をはらんだ事例を把握させる「事例把握型」、条文の趣旨を問う「条文趣旨型」、法律用語の定義や名称を問う「基本概念定義型」も出題され、出題バリエーションが増えてきています。

これらの類型ごとに過去問を整理してみると以下の図になります。



(基本概念定義型)

行 H22 問44

行 H23 問44

行 H24 問44

行 H26 問44

行 H27 問44

行 H28 問44

民 R元 問46

民 R 2 問46

(条文趣旨型)

民 H22 問46

民 H28 問46

(要件型)

民 H18 問45

民 H18 問46

民 H19 問45

民 H20 問45

民 H20 問46

民 H21 問46

民 H23 問45

民 H24 問45

民 H26 問46

民 H27 問45

民 H29 問46

民 H30 問45

民 R元 問45

民 R元 問46

民 R 2 問46

(要件・効果型)

民 H19 問46

民 H22 問45

民 H23 問45

民 H23 問46

民 H25 問45

民 H25 問46

民 H26 問45

民 H27 問46

民 H28 問45

民 H29 問45

民 H30 問46

民 R 2 問45

行 H18 問44

行 H20 問44

行 H24 問44

行 H25 問44

行 H27 問44

行 H29 問44

行 R 2 問44

(効果型)

行 H19 問44

行 H21 問44

行 H22 問44

行 H30 問44

行 R元 問44

民 H24 問46

民 H28 問44

ここで、特筆すべき傾向として、**民法では法律要件、行政法では法律効果**を中心に問われています。このことから、民法では法律要件を、行政法では法律効果を意識して学習を進めると、記述式対策として絶大な効果を発揮します。

どの形式にあてはまる問題なのかを意識することは、「問い」を正確に把握したり、問われていることに的確に答える助けになるのです。

「問い」を正確に把握するためには、法律要件型の問題か、法律効果型の問題か、それ以外の型の問題かを意識する。

それでは、具体的に類型別に問題をみていきましょう。

(1) 要件型(民法に多い)

民法の問題によく見られる、法律要件を問う問題です。この問題のパターンとしては、端的に「**どのような要件**」「**どのような場合**」「**どのようなとき**」と問われることも多いです。その他には以下のような形があります。

「訴訟要件にどのような影響を与えるか。」(行政法・平成25年度問題44)

「どのような形式で決定されるか。」(行政法・平成26年度問題44)

「誰を被告とすべきか」(行政法・平成20・24・27年度・令和2年度問題44)

「どのような要件」(民法・平成18年度問題45・46、平成19年度問題45、平成25年度問題45)

「誰を相手として」(民法・平成26年度問題45、平成27年度問題46)

「いつまでに」(民法・平成27年度問題46)

「いつの時点から何年間行使しないとき」(民法・平成29年度問題46)

「誰に対し、どのような催告」(民法・平成30年度問題45)

「どのような理由」(民法・平成30年度問題46、令和2年度問題46)

「誰が誰に対してどのようなこと」(民法・令和元年度問題46)

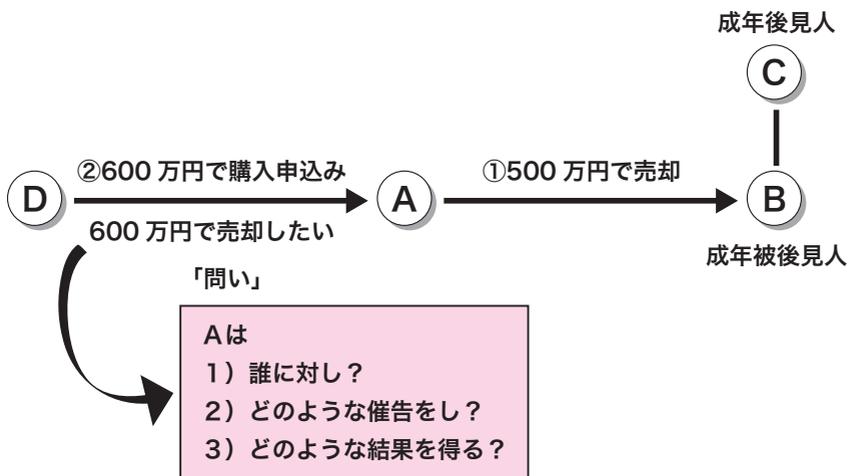
それでは、具体的にみてみましょう。素材は平成30年度の問題45です。

問題

画家Aは、BからAの絵画（以下「本件絵画」といい、評価額は500万円～600万円であるとする。）を購入したい旨の申込みがあったため、500万円で売却することにした。ところが、A・B間で同売買契約（本問では、「本件契約」とする。）を締結したときに、Bは、成年被後見人であったことが判明したため（成年被後見人はCであり、その状況は現在も変わらない。）、Aは、本件契約が維持されるか否かについて懸念していたところ、Dから本件絵画を気に入っているため600万円ですぐにでも購入したい旨の申込みがあった。Aは、本件契約が維持されない場合には、本件絵画をDに売却したいと思っている。Aが本件絵画をDに売却する前提として、Aは、誰に対し、1か月以上の期間を定めてどのような催告をし、その期間内にどのような結果を得る必要があるか。なお、AおよびDは、制限行為能力者ではない。

「Aは、」に続け、下線部分につき40字程度で記述しなさい。記述に当たっては、「本件契約」を入れることとし、他方、「1か月以上の期間を定めて」および「その期間内に」の記述は省略すること。

【法律関係図】



問題文はこう読む！

基本型

①画家Aは、BからAの絵画（以下「本件絵画」といい、評価額は500万円～600万円であるとする。）を購入したい旨の申込みがあったため、500万円で売却することにした。ところが、A・B間で同売買契約（本問では、「本件契約」とする。）を締結したときに、Bは、成年被後見人であったことが判明したため（成年被後見人はCであり、その状況は現在も変わらない。）、Aは、本件契約が維持されるか否かについて懸念していたところ、Dから本件絵画を気に入っているため600万円ですぐにでも購入したい旨の申込みがあった。②Aは、本件契約が維持されない場合には、本件絵画をDに売却したいと思っている。Aが本件絵画をDに売却する前提として、Aは、誰に対し、1か月以上の期間を定めてどのような催告をし、その期間内にどのような結果を得る必要があるか。なお、AおよびDは、制限行為能力者ではない。

「Aは、」に続け、下線部分につき40字程度で記述しなさい。記述に当たっては、「本件契約」を入れることとし、他方、「1か月以上の期間を定めて」および「その期間内に」の記述は省略すること。

事例

問いの核心

解法手順1 「問い」を正確に把握する

本問は「要件型」です。また、本問の問題文の構造は、「事例部分+問いの核心」の基本型です。

問いの核心（要件型）

本問は、「Aは、誰に対し、1か月以上の期間を定めてどのような催告をし、その期間内にどのような結果を得る必要があるか。」が、問いの核心部分です。下線が引かれているので、わかりやすくなっています。AがDに売却するための要件を問う問題ですので、要件を問う問題といえます。

「問い」を解くために与えられた事案の分析

AがDに絵画を売却するために何をすべきか、Aがどのような状況にあるの

かを把握する必要があります。そこで、どのような状況なのかを把握します。



まず、問題文下線部①より、A B間で、絵画の売買契約が締結されています。



次に、問題文下線部②より、買主Bが成年被後見人ということです。



さらに、問題文下線部③より、Dから600万円で買いたいという申し込みを受けています。



さらに、問題文下線部④より、AはDに600万円で売りたいと思っています。



「AはBに500万円で売却するのをやめて、Dに600万円で売却したいと思っている状況」ということになります。

解法手順2 「問いの形」に合わせて「答えの形」をつくる

問いの形

Aは、誰に対し、1か月以上の期間を定めてどのような催告をし、その期間内にどのような結果を得る必要があるか。



答えの形

Aは、「○○」に対し、1か月以上の期間を定めて「□□」の催告をし、その期間内に「△△」を得る。

解法手順3 「答え」を完成させる知識を記憶喚起する

AがDに絵画を売却するためには、Bとの売買契約の効力を失わせる必要があります。ここで、Aの方には取消原因がありませんので、Aが一方的にAB間の売買契約を破棄してしまうと、債務不履行として損害賠償請求の対象にもなりかねません。



そこで、Bの側に、売買契約を取り消す事情がないかを考えると、本問では、Bが成年被後見人であることが明らかとなっています。

〔知識〕 成年被後見人の行為**民法9条本文（成年被後見人の法律行為）**

成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。



Bが「取り消す」といってくれなければ、AB間の売買契約は有効に存続することになります。

しかし、Bが取り消すかどうかはつきりしないままの状態がつづく、AはBがいつ取り消してくるかもしれないという状況で、契約を維持しなければならぬことになります。

そこで、民法では、当該契約を取り消すのか、取り消さないのか、はつきりしてもらい制度として、成年被後見人の相手方に催告権を与えています。相手方から成年後見人に催告があり、成年後見人が追認すれば、売買契約は有効に確定し、追認拒絶をすれば、売買契約は取消しの効果が生じます。

民法20条（制限行為能力者の相手方の催告権）

1項 制限行為能力者の相手方は、その制限行為能力者が行為能力者（行為能力の制限を受けない者をいう。以下同じ。）となった後、その者に対し、一箇月以上の期間を定めて、その期間内にその取り消すことができる行為を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、その者がその期間内に確答を発しないときは、その行為を追認したものとみなす。

2項 制限行為能力者の相手方が、制限行為能力者が行為能力者とならない間に、その法定代理人、保佐人又は補助人に対し、その権限内の行為について前項に規定する催告をした場合において、これらの者が同項の期間内に確答を発しないときも、同項後段と同様とする。



本問で、本件売買契約を追認して欲しくないわけですが、Cに対し、一箇月以上の期間を定めて、その期間内に本件契約について、追認するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができます（20条1項・2項）。この催告の結果、追認拒絶の確答が得られれば、A・B間の売買契約は取り消されることとなります。

なお、Bはいまだ成年被後見人のままの状況です。Bに対してこの催告をする場合には、Bが行為能力者になっていなければならないため、Bにこの催告をすることはできません（20条1項）。

〔知識のまとめ〕

Aが成年被後見人Bとの売買契約の効力を失わせるためには、成年後見人Cに対して、1か月以上の期間を定めて、本件売買契約を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をし、Cから、本件契約の追認を拒絶するという確答を得ることが必要となります。そうすることで、Aは絵画をDに売却することが可能となります。

これが、AがDに本件絵画を売却する前提となる知識ということになります。

解答はこう書く！

解法手順4 「問い」に呼応する「答え」をつくる

「問いの形」から導き出した「答えの形」は、

「Aは、『○○』に対し、1か月以上の期間を定めて『□□』の催告をし、その期間内に『△△』を得る。」でした。この「○○」「□□」「△△」に、解法手順3で喚起した知識で穴埋めします。



「○○」には、「C」

「□□」には、「本件売買契約を追認するかどうかを催告すべき旨」

「△△」には、「追認を拒絶するという催告」



具体的には

「Aは、Cに対し、1か月以上の期間を定めて本件売買契約を追認するかどうかを催告すべき旨の催告をし、その期間内に追認拒絶の催告を得る。」となり、これが完全な形の解答となります。

記述式解法・ここが推敲のポイント！

本問は、問題文に、解答作成の形式が指示されていますので、その指示通りにこの解答を作成し直すことになります。指示は以下の通り。

- ・「Aは、」に続けること。
- ・記述に当たって、「本件契約」を入れること。
- ・「1か月以上の期間を定めて」および「その期間内に」の記述は省略すること。

《解答を推敲しよう！》

Aは、Cに対し、1か月以上の期間を定めて本件売買契約を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をし、その期間内に追認拒絶の確答を得る。(65字)



「Aは、」はすでに解答欄に記載があるのでカット

Aは、Cに対し、1か月以上の期間を定めて本件売買契約を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をし、その期間内に追認拒絶の確答を得る。(62字)



「本件契約」という言葉を使用するので「本件売買契約」の売買をカット

Cに対し、1か月以上の期間を定めて本件売買契約を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をし、その期間内に追認拒絶の確答を得る。(60字)



「1か月以上の期間を定めて」および「その期間内に」の記述は省略

Cに対し、1か月以上の期間を定めて本件契約を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をし、その期間内に追認拒絶の確答を得る。(60字)

これで45字以内となります。



以上より

Cに対し、本件契約を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をし、追認拒絶の確答を得る。(42字)

<解答例> 42字

10

15

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| C | に | 対 | し | 、 | 本 | 件 | 契 | 約 | を | 追 | 認 | す | る | か |
| ど | う | か | を | 確 | 答 | す | べ | き | 旨 | の | 催 | 告 | を | し |
| 、 | 追 | 認 | 拒 | 絶 | の | 確 | 答 | を | 得 | る | 。 | | | |

〈執筆者紹介〉



小池昌三 (TAC行政書士講座講師)

TAC行政書士講座専任講師。駒澤大学大学院法曹養成研究科修了。法務博士（専門職）。ビジネス法務エグゼクティブ®（商工会議所認定）。宅地建物取引士有資格者。行政書士有資格者。

法令科目から政経・文章理解に至るまで行政書士試験全科目を幅広く講義する実力派講師。暗記にかたよらない思考型の講義と40字記述式指導に定評があり、「わかりやすさ」と「熱さ」で受験生の支持を得ている。宅地建物取引士試験やビジネス実務法務検定試験®など行政書士試験以外の法律系資格にも造詣が深く、大学の学内講座や企業研修の講師も務める。著書に「しっかりわかる講義生中継民法」がある。

行政書士試験ブログ「小池昌三の《燃えていこうぜ》」
(<https://ameblo.jp/shozo-law/>)

小池昌三のtwitter (@TAC_skoike)

・装丁：黒瀬章夫

みんなが欲しかった！行政書士シリーズ
2021年度版 みんなが欲しかった！行政書士の40字記述式問題集

発行日 2021年2月12日

初版発行

編著者 TAC株式会社（行政書士講座）

発行者 多田敏男

発行所 TAC株式会社 出版事業部（TAC出版）

〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話（営業） 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2021

管理コード 09438P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製（コピー）、転載、改ざん、公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。